

雇用ニュース

2004年6月



「山ユリの丘」（常陸太田市）いばらき自然環境フォトコンテスト議長賞 撮影者 野上 次男

「人材の募集・確保は ハローワークが応援します！」

－ おもな内容 －

- 県内の雇用情勢 2
- 平成17年3月新規高卒者対象の求人受理を6月20日から開始 3
- 独立・起業や新事業を行う子会社の設立を支援します 4～5
- 個別労働紛争解決制度の利用状況 6～7
- 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>

新規求人数が11か月連続(前年同月比)増加

新規求職者数は3か月ぶりの減少

1 概況

4月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は、前年同月に比較して11か月連続の増加となりました。情報通信業、運輸業で増加幅が大きく、卸売・小売業、その他を除き増加となりました。

新規求職者数は、在職者の増加(前年同月比)がみられたものの、事業主都合離職者、自己都合離職者、無業者の減少(同)から、前年同月比3か月ぶりの減少となりました。

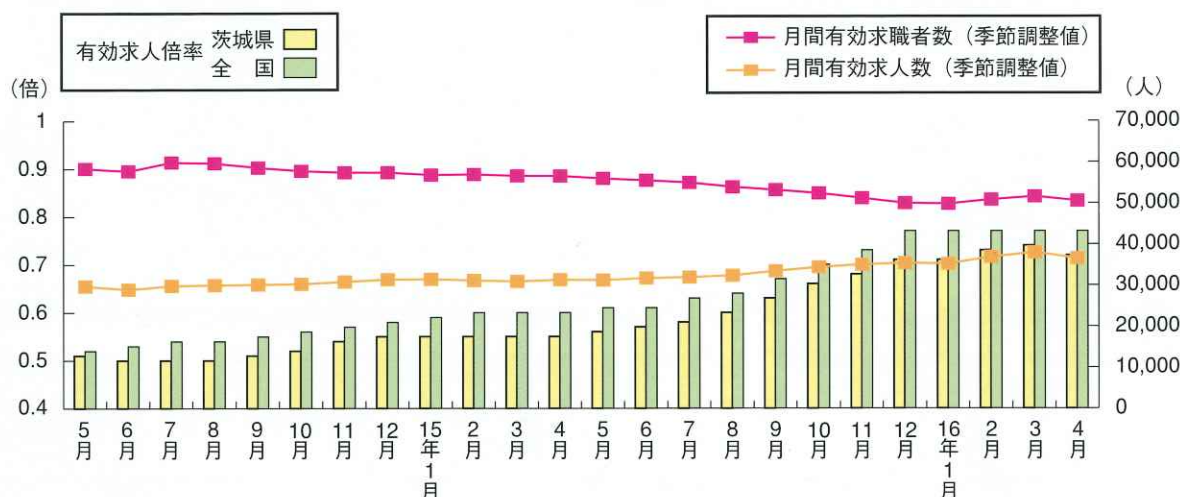
有効求人数は36,277人となり前年同月比で18か月連続して増加(16.6%増)し、有効求職者数は53,941人で10.7%減少し13か月連続の減少となりました。

求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は0.72倍(季節調整値)と、前月を0.02ポイント下回りました。

そうした中で、就職件数は3,997件となり前年同月比では3.7%増加し、5か月連続の増加となりました。

雇用保険受給者実人員は、前年同月との比較では12,839人となり35.5%減少しました。

有効求人・有効求職の推移(日雇・学卒を除きパートタイムを含む)



平成15年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。

2 新規求人の動き

新規求人数は14,117人となり、前年同月比で8.7%増加し、11か月連続の増加となりました。

産業別にみると、建設業(前年同月比1.7%増)、製造業(同10.6%増)、情報通信業(同59.5%増)、運輸業(同34.3%増)、飲食店、宿泊業(同31.5%増)、医療、福祉(同15.1%増)、サービス業(同8.4%増)では増加し、卸・小売業(同0.5%減)、その他の産業(同26.2%減)では減少しております。

規模別にみると、29人以下(前年同月比8.0%増)、30～99人(同12.6%増)、100～299人(同3.5%増)、300～499人(同3.8%増)、500人以上(同20.1%増)の全ての規模区分で増加しております。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は5,907人となり前年同月に比較し11.4%減少し21か月連続の減少となりました。新規求職者数に占める割合は34.0%となり、前年同月(36.0%)に比べ2.0ポイント下回っております。

被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者の割合は8.2%を占めるとともに、前年同月比31.7%減少しております。雇用保険受給者実人員は12,839人となり前年同月比35.5%減少し、18か月連続して減少しました。

3 新規求職の動き

新規求職者数は17,385人となり前年同月比では6.2%減少しました。

雇用形態別の割合は、一般84.2、パートタイム15.8%となっており、性別の割合は男性49.3%、女性50.7%となっております。

また、29歳以下の若年者の占める割合は37.8%で前年同月(35.9%)を1.9ポイント上回っております。

なお、45歳以上の中高年齢者の占める割合は35.3%で前年同月(37.6%)を2.3ポイント下回っております。

平成 17 年 3 月新規高卒者対象の求人受理を 6 月 20 日から開始

～事業主の皆様へ新規高卒者の採用計画の検討をお願いいたします～

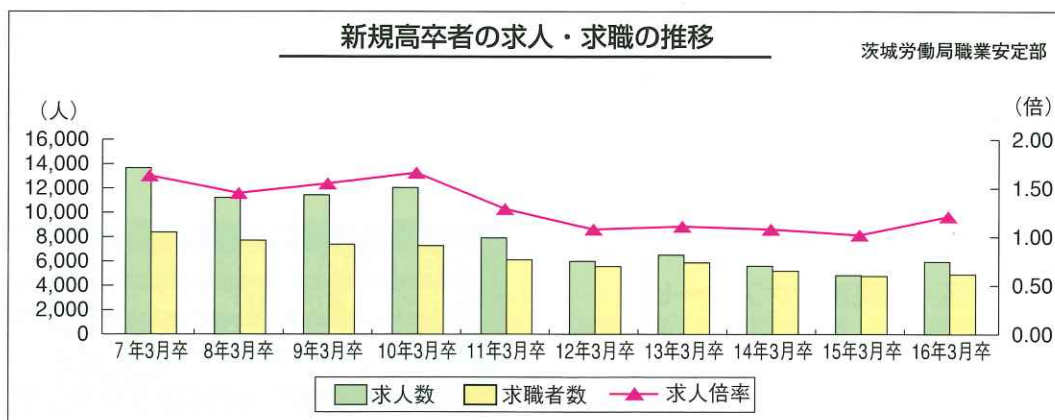
平成 17 年 3 月新規高卒者の求人の取扱と採用選考は

- 平成 17 年 3 月新規高卒者を対象とする求人は、事業所を管轄するハローワークへ求人申し込みをしていただき、求人票の内容が適正であることの確認を受けた後に、高等学校に申し込む（平成 16 年 7 月 1 日以降）ことになっています。
- 学校では、ハローワークの「確認印」のない求人票で申し込まれた場合は、その求人は受理されませんのでご注意ください。
- 選考開始日は、平成 16 年 9 月 16 日以降となります。
- 採用選考にあたっては、選考開始時期の遵守や差別的取扱を受けないよう、公正な採用選考にご理解とご協力をお願いいたします。

平成 16 年 3 月新規高卒者の求人・求職・就職状況は

(平成 16 年 5 月末現在)

- 平成 16 年 3 月新規高卒者対象の求人数は、県内景気の緩やかな回復傾向を反映して、県内で 5,971 人と前年同期 (4,850 人) に比べ 23.1% 増加しています。また、求人倍率は、県内で 1.24 倍と前年同期 (1.01 倍) に比べ 0.23 ポイント上昇となっています。
- 就職者数は全体で 4,607 人と、前年同期 (4,337 人) に比べ 6.2% 増加し、就職決定率は 95.4% で前年同期 (90.7%) に比べ 4.7 ポイントの増加となっています。



独立・起業や 新事業を行う子会社の設立を 支援します！

～地域雇用受皿事業特別奨励金が使いやすくなりました!!～

創業経費の3分の1を支援します！ 1人雇うと30万円を支給します！

支給を受けることができる条件

★次のような法人を新たに設立すること。

(子会社の場合は既存の会社で行っていない新たな事業を行う法人に限ります。)

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、NPO法人、企業組合、社団法人、財団法人、社会福祉法人、医療法人、弁護士法人、司法書士法人、税理士法人、社会保険労務士法人など

★次の事業(地域に貢献する事業)を主たる事業として行うこと。

- ①個人向け・家庭向けサービス
- ②社会人向け教育サービス
- ③企業・団体向けサービス
- ④住宅関連サービス
- ⑤子育てサービス
- ⑥高齢者ケアサービス
- ⑦医療サービス
- ⑧リーガルサービス
- ⑨環境サービス
- ⑩地方公共団体からのアウトソーシング

★次のいずれにも該当するものを継続して雇用する労働者として3人以上雇入れること(うち1人以上は非自発的離職者であることが必要です。)

- ①常用労働者又は短時間労働者(うち1人以上は常用労働者)
- ②雇入れ日現在で65歳未満の者
- ③雇入れ後3か月以上経過した者
- ④法人設立の日から1年6か月以内に雇入れられた者

※30歳以上の雇用調整方针对象者又は再就職援助計画対象者(以下「方针对象者等」といいます。)、非自発的離職者の雇入れ状況により、創業経費の支援の上限額が異なります。

支給額

★創業経費の支援

法人設立後6か月間に支払った経費の3分の1が支給されます（上限額：下表）。

〔対象創業経費：法人設立に関する事業計画作成費、職業能力開発経費、設備・運営経費〕

	雇用調整方针对象者等の雇入れあり	雇用調整方针对象者等の雇入れなし
非自発的離職者の雇入れ3人以上	500万円(300万円)	400万円(200万円)
非自発的離職者の雇入れ1～2人	400万円(200万円)	350万円(150万円)

※金額は創業支援対象者の雇入れ人数が5人以上の場合の上限額（ ）内は3～4人である場合の上限額

★雇入れの支援

法人設立後1年6か月間に雇い入れた創業支援対象者のうち、30歳以上の非自発的離職者1人当たり30万円（短時間労働者は1人当たり15万円）が支給されます（上限100人分）。

申請のしかた

1. 地域貢献事業計画の認定申請

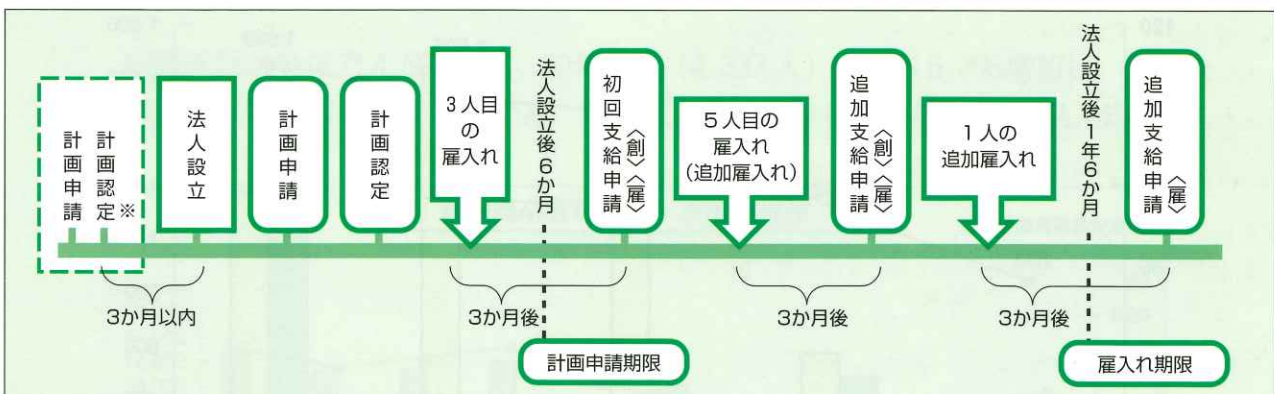
法人設立の日から6か月経過後までに地域貢献事業計画（以下「事業計画」といいます。）の認定申請を（財）産業雇用安定センター茨城事務所に行い、認定を受けることが必要です。

法人設立前に事業計画の認定申請を行っても構いませんが、この場合、法人の設立登記は、事業計画の認定から3か月後までに行う必要があります。

（下図※）

2. 支給申請

- ①法人設立の日から6か月経過後、かつ3人目の雇入れから3か月経過後以降、創業経費及び雇入れ支援の支給申請をすることができます。
- ②最初の支給申請後に30歳以上の非自発的離職者を追加して雇い入れたときは、雇入れの日から3か月経過後以降、雇入れの支援について、追加の支給申請をすることができます。
- ③最初の支給申請後に創業支援対象者を雇い入れたときは、雇入れの日から3か月経過後以降、創業経費の支援について、追加の支給申請をすることができます。



制度の内容を簡単に紹介したものです。手続きなどの詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

(財) 産業雇用安定センター茨城事務所 雇用再生本部 TEL 029-303-2301
 (社) 茨城県雇用開発協会 TEL 029-221-6698
 茨城労働局職業安定部職業対策課 TEL 029-224-6219

個別労働紛争解決制度の利用状況

平成15年4月～16年3月

～理解しているはず？使用者、労働者間双方の十分な意思の疎通を～

平成13年10月1日より、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が施行されて以来、総合労働相談コーナーでの相談件数は増加傾向で推移しています。

平成15年4月から平成16年3月までの1年間に、茨城労働局総務部企画室や県内各労働基準監督署に設置された「総合労働相談コーナー」で行った労働相談件数は14,769件と平成14年度の相談件数(13,124件)を12.5%上回っております。

そのうち、個別労働関係紛争にかかる相談は3,173件で、前年度比(2,544件)24.7%の増加、労働局長による助言・指導の申し出件数は111件で、前年度比(53件)109.4%の増加、紛争調整委員会によるあっせん申請の受理件数は187件で、前年度比(134件)39.6%の増加となっております。

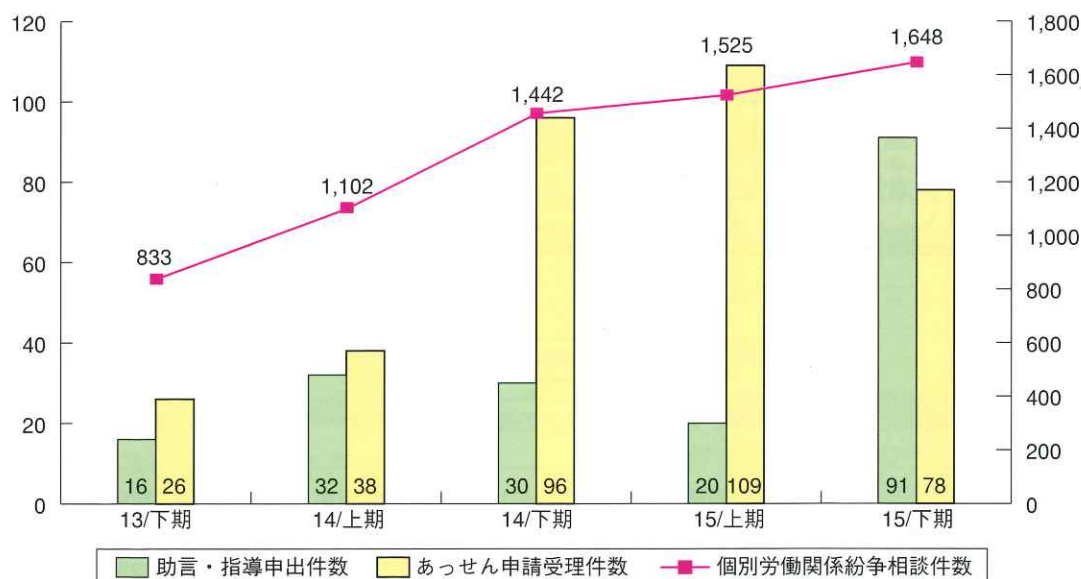
「個別労働関係紛争解決制度」につきましては、平成13年10月より全国の各労働局において運用が開始されていますが、増加した要因としては、本制度がADR(裁判外紛争処理制度)のひとつとして、社会に着実に浸透しつつあること、また、企業組織の再編や人事労務管理の個別化等が進んでおり、これに伴い解雇や労働条件の引下げ・退職勧奨等、労働に関する事項について、個々の労働者と事業主との間のトラブルが後を絶たないことなどがあげられます。

このような状況から、当労働局におきましては、平成15年度より、専門の「労働紛争調整官」を配置すると共に、「紛争調整委員会」を3名2組体制(平成14年度は3名1組体制)にし、申請人・被申請人があっせんに参加しやすいよう可能な限り県内各地に出向いてあっせんを行うなど、体制整備を進めて参りました。

さらに、平成16年度からは、女性からのセクシュアルハラスメントに関する相談への対応も念頭に置き、労働局総務部企画室内に、女性の「総合労働相談員」を配置しております。

図1

個別労働関係紛争相談件数等の推移



■相談状況

茨城労働局内の総合労働相談コーナー（総務部企画室内、労働基準監督署内など県内9箇所）に寄せられた総合労働相談年数は14,769件です。そのうち、労働関係法上の違反を伴わない、解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる個別労働関係紛争に関するものが3,173件です。個別労働関係紛争の内容としては、普通解雇・整理解雇・懲戒解雇等、「解雇」に関するものが最も多く、全体の29.9%、次いで、賃金などにかかる「労働条件引下げ」に関するものが11.7%、職場における「いじめ・嫌がらせ」に関するものが9.2%、「在籍出向・配置転換」に関するものが3.6%、契約期間を更新しないと「雇止め」に関するものが2.6%、「セクシュアルハラスメント」に関するものが2.2%などとなっています。

特徴的なこととしては、厳しい経済状況、雇用環境を反映して、昨年同様、「普通解雇」、「整理解雇」、「退職勧奨」、「雇止め」等「退職をさせられた（させられる）」ことに関する相談が36.6%を占めていることがあげられます。また、「いじめ・嫌がらせ」、「セクシュアルハラスメント」に関する相談も11.4%を占めています。

■労働局長による助言・指導

労働局長による助言・指導の申し出件数は111件です。

助言・指導の内容としては、普通解雇・整理解雇等、「解雇」に関するものが24件（21.6%）、賃金等にかかる「労働条件引下げ」に関するものが21件（18.9%）、「退職勧奨」に関するものが11件（9.9%）、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが6件（5.4%）、「賠償」に関するものが6件（5.4%）などとなっております。

このうち、労働局長の行った「指導・助言」は107件、うち解決したことの確認されたものが86件（80.4%）、事案の「取下げ・打切り」が4件となっております。

■紛争調整委員会によるあっせん

あっせん申請の受理件数は187件です。

あっせん申請の主な内容としては、普通解雇・整理解雇・懲戒解雇等「解雇」に関するものが96件（51.3%）と最も多く、次いで、「退職勧奨」に関するものが20件（10.7%）、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが17件（9.1%）、賃金等にかかる「労働条件引下げ」に関するものが15件（8.0%）などとなっております。このうち、あっせんにより合意が成立したものは50件（26.7%）、紛争当事者の一方があっせんに参加しない等の理由により処理を打切ったものは104件（55.6%）、申請の取り下げられたものは14件（7.5%）、年度末時点で処理中のものが19件（10.2%）となっています。

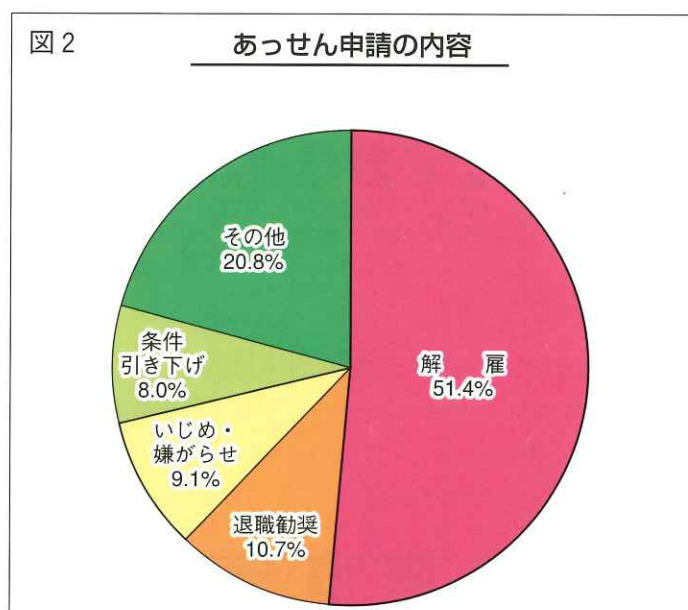
あっせん申請の処理に要した期間は、1ヶ月以内が65件（38.7%）、2ヶ月以内が81件（48.2%）、3ヶ月以内が20件（11.9%）、3ヶ月以上要したものが2件（1.2%）となっております。

（注）助言・指導、あっせんとも、内容が複数にまたがる事案がありますが、主たる内容で集計しております。

☆紛争調整委員会とは

弁護士・大学教授等労働問題の専門家である学識経験者により組織された委員会で、各都道府県労働局に設置されている。この紛争調整委員会のうちから指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けたあっせんを実施する。

図2



茨城県雇用関係主要指標

年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全件	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 中高年	求人全数	求職全数		
13年度月平均	11,963	3,567	8,303	12,927	4,460	3,722	31,151	53,472	3,266	21,413
14年度月平均	12,023	3,813	8,125	13,715	4,403	4,273	30,395	57,992	3,495	23,287
15年度月平均	13,410	4,356	8,944	13,491	4,358	3,738	33,934	53,124	3,774	17,362
15年 4月	12,982	4,009	8,839	18,541	5,822	6,110	31,100	60,394	3,854	19,919
5月	11,559	3,727	7,737	14,996	4,798	4,081	29,929	60,616	3,886	19,863
6月	12,422	3,713	8,602	13,183	4,266	3,626	30,333	58,895	3,715	19,749
7月	13,351	4,216	8,983	13,498	4,182	3,974	31,582	57,491	3,913	19,816
8月	12,217	3,899	8,186	11,324	3,748	3,016	31,577	53,472	3,296	18,775
9月	14,425	4,936	9,362	13,736	4,415	3,501	34,902	53,334	4,034	18,415
10月	15,500	5,237	10,132	14,660	4,521	4,115	36,808	54,096	4,207	17,790
11月	12,535	4,144	8,333	10,205	3,319	2,794	35,868	50,013	3,438	16,255
12月	11,683	3,913	7,691	9,148	2,790	2,582	33,956	44,825	3,207	15,661
16年 1月	15,630	5,146	10,381	14,298	4,518	3,924	35,489	45,766	3,184	14,725
2月	14,190	4,750	9,355	13,186	4,441	3,268	37,158	47,386	3,629	13,878
3月	14,421	4,580	9,723	15,118	5,471	3,862	38,509	51,195	4,562	13,492
4月	14,117	4,303	9,702	17,385	5,530	5,153	36,277	53,941	3,997	12,839
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
17年 1月										
2月										
3月										

年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値・%)
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
13年度月平均	0.93	0.96	0.58	0.56	▲6.3	▲3.7	13.2	8.6	1.5	1.8	9.0	7.5	348	5.2
14年度月平均	0.88	0.96	0.52	0.56	0.5	5.6	6.1	5.3	7.0	7.6	8.8	▲5.2	360	5.4
15年度月平均	0.99	1.12	0.64	0.69	11.5	13.7	▲1.6	▲2.4	7.1	5.2	▲25.4	▲19.9	342	5.1
15年 4月	0.94	1.02	0.55	0.60	9.5	8.0	▲7.4	▲5.4	6.4	0.6	▲8.4	▲18.5	385	5.4
5月	0.90	1.01	0.56	0.61	▲2.5	8.2	▲2.6	▲1.4	4.1	1.6	▲15.2	▲19.3	375	5.4
6月	0.93	1.03	0.57	0.61	15.7	12.6	▲0.8	7.0	5.8	8.7	▲15.6	▲17.2	361	5.3
7月	0.93	1.04	0.58	0.63	4.6	9.8	▲11.6	▲4.6	4.4	3.0	▲24.3	▲18.3	342	5.3
8月	0.95	1.09	0.60	0.64	0.8	9.0	▲4.5	▲5.2	3.9	1.9	▲28.8	▲20.0	333	5.1
9月	0.97	1.12	0.63	0.67	19.2	17.8	7.0	2.8	9.9	10.9	▲26.9	▲18.4	346	5.1
10月	1.01	1.18	0.66	0.70	14.9	15.9	1.3	▲5.5	9.6	5.6	▲29.0	▲20.8	343	5.2
11月	1.10	1.22	0.68	0.73	6.0	12.1	▲8.9	▲11.0	▲2.2	▲0.3	▲28.1	▲22.3	330	5.1
12月	1.01	1.22	0.71	0.77	14.4	20.7	7.1	▲0.2	11.0	8.4	▲30.3	▲20.9	300	4.9
16年 1月	1.10	1.23	0.71	0.77	17.3	16.2	▲2.3	▲4.6	6.1	5.6	▲31.8	▲22.2	323	5.0
2月	1.05	1.18	0.73	0.77	17.0	13.0	0.9	▲4.4	9.9	4.8	▲34.2	▲22.1	330	5.0
3月	1.04	1.14	0.74	0.77	21.5	20.5	8.2	5.7	15.9	12.5	▲33.5	▲20.4	333	4.7
4月	1.08	1.24	0.72	0.77	8.7	15.2	▲6.2	▲5.8	3.7	0.1	▲35.5	▲19.8	335	4.7
5月														
6月														
7月														
8月														
9月														
10月														
11月														
12月														
17年 1月														
2月														
3月														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。若年者(29歳以下)、中高年(45歳以上)はパートを除く常用 2. ▲印は減少を示す。
 3. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。 4. 平成15年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。